

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則

令和元年12月20日規則第9号

第1条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、大阪市の例による。

第2条 この規則の施行に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。